

専門 I T 人材確保促進支援補助金 募集要項

1. 事業の目的及び内容

本事業は、県内 I T 企業による新事業の創出や自社製品・サービスの販路拡大等の企業価値を高める県外に居住する専門 I T 人材の確保を促進し、もって 県内 I T 産業の振興を図ることを目的とし、特定職業紹介事業者により提供される下記 2 に掲げるサービスを県内 I T 企業が利用する場合の経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 対象となる経費

新事業の創出や自社製品・サービスの販路拡大等の企業価値を高める県外に居住する専門 I T 人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）を目的として利用する特定職業紹介事業者が提供する下記サービスに係る経費（ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は除く）

- ・インターネットによる人材紹介サービスの手数料のうち成功報酬部分（一般紹介（登録）型又はサーチ型のサービスに限る）

3. 対象となる県内 I T 企業、特定職業紹介事業者並びに専門 I T 人材

(1) 対象となる県内 I T 企業

県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を有し、ソフトウェア開発を業とする企業

(2) 対象となる特定職業紹介事業者

以下の条件を全て満たす者であること

ア 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の許可を受けた者

イ インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）又はサーチ型（企業の依頼に基づき、求人内容に沿った人材を検索し、企業にその人材を仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行う者

ウ 上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者

(3) 対象となる専門 I T 人材

ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有し、開発全体の総括をする者（プロジェクトマネージャー等）又はソフトウェア製品に関する営業スキルを有する者などをいう。

4. 補助率等

- (1) 対象経費 150 万円以下
- (2) 補助率 対象経費の 1/2 以内（補助上限額 75 万円、1,000 円未満の端数は切り捨て）
- (3) 補助期間 平成 30 年度(単年度)
- (4) 予算額 4,500 千円

5. 募集期間

平成 30 年 8 月 8 日（水）から平成 31 年 2 月 28 日（木） 17 時（必着）

※予算額に達した時点で募集を終了します。

6. 応募方法

交付申請書（様式第1号）及び添付書類を、島根県商工労働部産業振興課情報産業振興室まで提出してください。（様式を含む補助金交付要綱はホームページに掲載します。）

なお、上表の経費を対象とする国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して申請することはできません。

7. 審査、交付決定

申請のあった事業について、個別にヒアリングを行うとともに、別に定める「審査会」において審査のうえ交付決定します。

なお、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があるととも、交付決定にあたっては、実施方法などについて条件を付す場合があります。

8. 問い合わせ先

島根県商工労働部産業振興課情報産業振興室 担当：永岡

TEL：0852-22-5620、FAX：0852-22-5638

Mail：sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp